

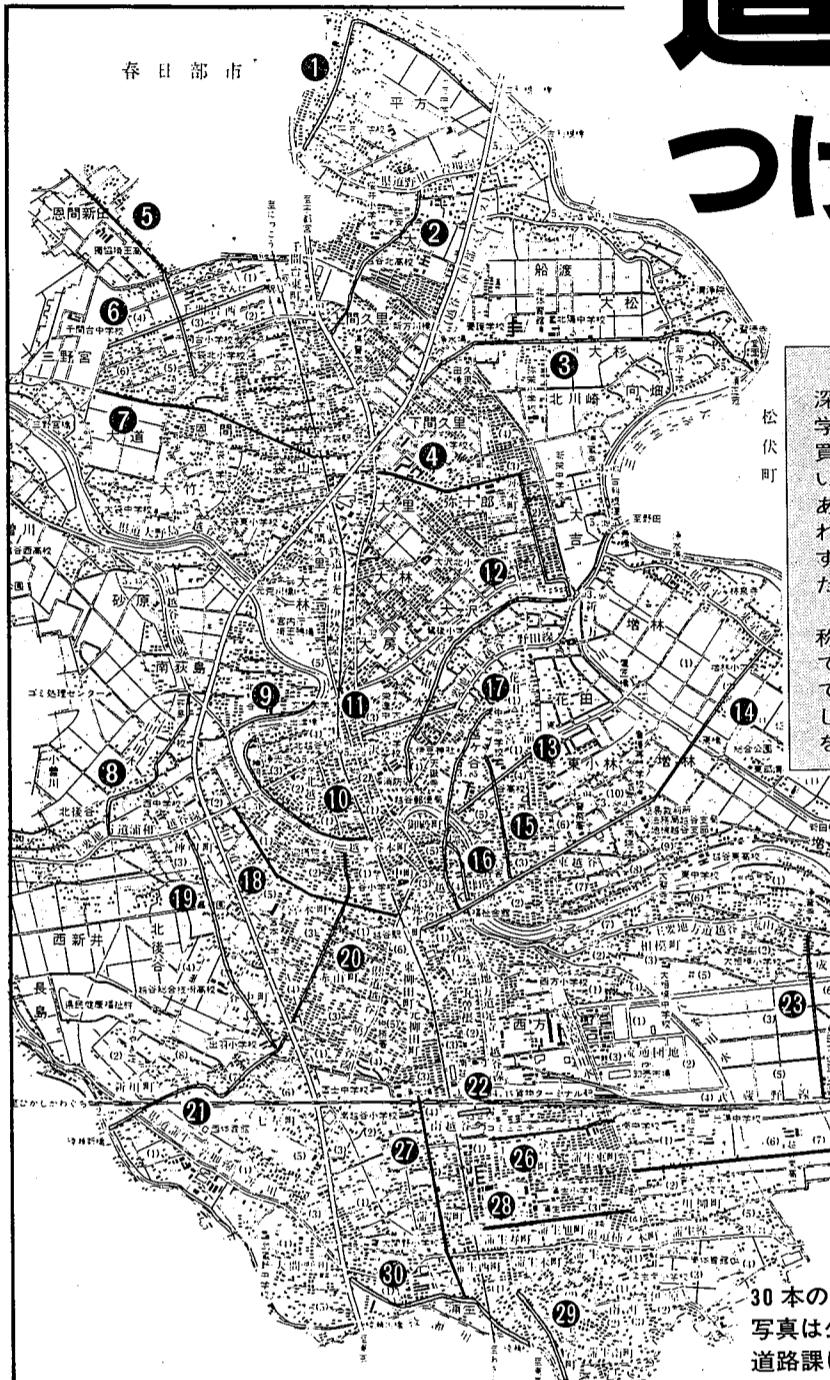
昭和 63 年
5.15
No. 80

発行／越谷市
〒343 越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
☎0489(64)2111
編集／企画部 広報広聴課

あなたと市政を結ぶかけ橋 KOHO KOSHIGAYA

越谷市制30周年
KOSHIGAYA

愛称を募集する市道 30 本



今号の主な内容

着実に進む 行政改革 2.3面

6月1日から
保健センターオープン 7面

公民館コーナー、催しご案内は4.5面/
こどもコーナー、ホームドクターは6
面/保健のお知らせは7面/各種相談
は8面

	市の人口 (63年5月1日現在)	前月比
総人口	27万3412人	1448人増
男	13万7995人	819人増
女	13万5417人	629人増
世帯数	8万6121世帯	863世帯増

5月、東名高速道路全面開通。7月、「アメ」の字由来の「アボロ11号」人類初の月着陸。水俣病、イタイイタ病などの公害が社会問題となり、公害対策基本法に基づき基準第1号である「弔酸ガス環境基準」が決定された。

この30本の市道に
愛称をつけて

①武里駅入口から国道4号線と
平行し、国道4号バイパス平
方北交差点に至る道

②国道4号上間久里交差点から
念仏橋を渡り、桜井小の南を
通り県道野田岩槻線に至る道

③国道4号バイパス下間久里北
交差点から間久里新田橋を渡
り、北体育館、新方小を通り、
堂面橋に至る道

④県道足立越谷線弥栄入口交差
点から武藏野銀行を経て大吉
橋までのバス通り

⑤千間台西5丁目間久里川から
第4公園を通り、中堀橋を渡
り獨協埼玉高の東側を通る道

⑥せんげん台駅西口から延びる
20メートル道路

⑦大袋駅前から須賀用水沿いに
浦和越谷線に至る道

⑧狹島小から大石橋までの道

⑨文教大の南側 元荒川沿いの
浦和越谷線に至る道

⑩北越谷小から元荒川沿いに北
越谷1丁目に至る道

⑪北越谷駅入口から逆川を渡り
県道越谷野田線までの道

⑫地蔵橋から大吉橋までの逆川
沿いの道

(13)越ヶ谷高南側を通り、八潮越
谷線までの道

(14)越谷駅前から市役所、市立病
院横を通り道

(15)東福寺東側から中央中までの
南北の道

(16)市役所の東側、葛西用水沿い
の道

(17)市役所から宮前橋を渡り、越
ヶ谷久伊豆神社までの道

(18)越谷駅北側踏切から県道浦和
越谷線までの東西の道

(19)西中から越谷総合技術高東側
を通り、出羽小までの道

(20)国道4号谷中交差点から元荒
川沿いの県道浦和越谷線まで
の道

(21)綾瀬新橋から出羽小南側を通
り、谷中交差点まで至る道

(22)新越谷駅から県道足立越谷線
までの道

(23)見田方遺跡公園から県道越谷
流山線までの道

(24)吉川橋から中川に沿った道

(25)東町から越谷南高の南側を通
り、葛西用水に至る道

(26)サンシティから登戸橋までの
道

(27)蒲生西町から南越谷第1公園
横を通り南北の緑道

(28)蒲生駅から蒲生中央通り商店
街を通る道

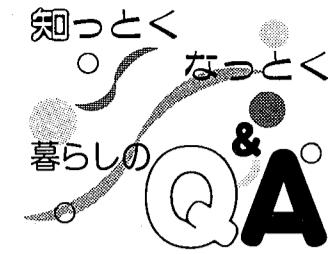
(29)県道足立越谷線蒲生本町の交
差点から蒲生大橋までの道

(30)天間野交差点から新川、綾瀬
川に沿い、県道足立越谷線に
至る東西の道

*やさしさまつます 4月の交通事故 368件 死者4 負傷者95 *消えたかな 気になるあの火もう一度 4月の火災11件 救急出動回数488件

各種相談

*相談はすべて無料です			
種別	時間・場所・内容	問合せ	
法務	午後1時～4時、市役所1階市民相談室。毎週月曜日午後1時から広報広聴課で予約受付(電話可)。定員は8名。法律上の諸問題について弁護士が応じます	広報広聴課 ④2214	
市毎	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)、市役所1階市民相談室(日曜・祝日を除く)。市政に対する苦情、要望、意見、その他一般市民生活について	市民相談室 ④2001	
行政	午前10時～午後3時、福祉会館1階相談室。国、県など行政上の諸問題について	広報広聴課 ④2214	
登記	午前9時～正午、市役所1階市民相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について、司法書士、土地家屋調査士が応じます	広報広聴課 ④2214	
交通事故	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)、市役所1階市民相談室(日曜・祝日を除く)。交通事故による補償問題、手続きなどについて。毎月第3火曜日の午後1時～4時は弁護士が応じます	市民相談室 ④2002	
人権	午前10時～午後3時、市役所5階第1会議室(場所は偶数月が越谷市役所、奇数月が松伏町役場)。人権侵害等の問題で困っている場合	広報広聴課 ④2214	
税務	午前10時～午後3時、市役所1階市民相談室。市税金関係全般について、税理士が応じます	広報広聴課 ④2214	
税務	午前10時～午後3時、市役所1階市民相談室。贈与・譲渡・相続等の国税について	広報広聴課 ④2214	
税務	午後1時～4時、越谷税理士会税務指導所(赤山町6-12-3アライビル2階)。税金関係全般について、税理士が応じます	関東信越税理士会越谷支部 ☎62-6131	
国民年金	午後1時～4時、市役所1階市民相談室。国民年金全般について	保険年金課 ④2114	
労働者住宅資金融資	5月25日(火)午前9時～正午、市役所5階第2会議室B。土地、住宅を購入、新築、増改築のための融資制度等について	商工課 ④2266	
労働・労務	午後1時～4時(電話可)、市役所5階第2会議室B(☎2504)。労働問題(賃金、労災、雇用等)全般について	商工課 ④2266	
経営	午前10時～午後4時、市役所5階第2会議室B。事業経営上の問題、事業改善、事業転換、新規開発、開店等について	商工課 ④2264	
内職	午前10時～午後3時、福祉会館1階内職相談所(☎2802)。内職の相談、あつ旋、求人の相談について	商工課 ④2266	
行政書士会による行政	午後1時～4時、福祉会館2階会議室(電話不可)。内容証明・契約・申談・相続・贈与・告訴・告発・法律文書・会社設立・営業許可・農地転用・開発許可・金銭貸借問題・家事問題等、行政書士が応じます	行政書士会越谷支部 ☎63-1488	
不動産	午前10時～午後3時、埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場)。不動産に関するごとに弁護士と相談員が応じます	埼玉県宅建協会越谷支部 ☎64-7285	
下請取引(製造・修理業者)	6月8日(火)午前10時～正午、越谷市商工会(中町7-14)会議室。公社では常時相談を受け付けています	(財)埼玉県中企業振興下請企画課 ☎486-47-4101	
法務	5月24日(火)6月14日(火)午後1時～3時、裁判所内埼玉弁護士会越谷支部室。予約が必要	埼玉弁護士会越谷支部 ☎62-1188	



防犯灯や道路照明灯の設置については、生活安全課で申し込みを受け付けています。申請書に必要事項を記入して、会員で申し込んでください。

Q 最近、引っ越しをしましたが、うちの近所はまだ人がまばらです。夜道など暗くて危ないので、街灯をつけほしいと思いますが、その手続きなど詳しいことがわからぬので、教えてください。



通量の多い箇所に、自治会または市民の方々からの要望により設置しています。設置要望書を申請されると、まず現場を調査し、設置可能かどうか判断します。例えば電柱の有無、無い場合には電柱用地を確保し、地主さんの了解を得なければなりません。また、一晩中電灯がともるので、田畠の農作物への影響も考えなければなりません。被害が想定さればなりません。被害が想定され連絡をとります。

市長電話 64-2123

皆さんのご意見を直接お聞きします

ご意見・ご質問などお気軽にお寄せください。

▷ 5月25日(水)

▷ 6月8日(水)

午前8時～8時30分

(毎月第2・4水曜日)

*通話は1人5分以内
(必ず氏名・住所・電話番号をお知らせください)

*話し中の場合はご容赦ください

問合せ 広報広聴課広聴係④2213

社会福祉 協議会の

各種相談

◆心配ごと相談 日常生活のあらゆる相談に応じます。

◆ボランティアコーナー ボランティア活動を快く効果的にすめ、自らの生活の中に溶け込んだ自然な活動にしていくため、相談に応じます。

◆福祉図書の貸出しや、ボランティアに関する情報の提供もしています。

◆豊かな情報源としても、高齢者総合相談センター(婦)

◆心配ごと相談 いよいよか」と気軽に暮らしができます。秘密厳守。電話で相談ください。

◆健康 在宅看護相談(保健

◆医療相談(医師)

◆法律相談(弁護士)

◆毎週木曜日 午前10時～午後4時

◆毎週火・金曜日 午前10時～午後4時

◆毎週木曜日 午前10時～午後3時

◆毎週火曜日 午前9時～午後5時

◆毎週火曜日 午前9時～午後4時

◆毎週木曜日 午前9時～午後3時

◆毎週木曜日 午前9時～午後4時